

新濃尾（二期）農地防災事業

新木津用水路小牧東田中工区（その7）改修工事

特 別 仕 様 書

東海農政局新濃尾農地防災事業所

項 目	内 容	備考																														
第1章 総則	新濃尾（二期）農地防災事業新木津用水路小牧東田中工区（その7）改修工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。 なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。																															
第2章 工事内容																																
1. 目的	本工事は、国営新濃尾土地改良事業計画に基づき新木津用水路の改修を行うものである。																															
2. 工事場所	愛知県小牧市東田中地内																															
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 1）一般 河川名：1級河川 庄内川水系 薬師川 2）工事概要 施工延長 L=108.000m 1工区 L=48.000m（No. 43+61.120 ～ No. 44+9.120） 2工区 L=60.000m（No. 41+71.000 ～ No. 42+ 31.000） 内訳： <table><tr><td>水路工</td><td>L=108.000m</td><td></td></tr><tr><td>護岸工（ブロック積）</td><td></td><td>A=694㎡</td></tr><tr><td>（地山補強土工）</td><td></td><td>A=134㎡</td></tr><tr><td>底版コンクリート工</td><td></td><td>L=108.000m</td></tr><tr><td>付帯工</td><td>1式</td><td></td></tr><tr><td>橋梁工（北屋敷橋）</td><td></td><td>1箇所</td></tr><tr><td>暫定取付工</td><td></td><td>4箇所</td></tr><tr><td>構造物撤去工</td><td>1式</td><td></td></tr><tr><td>復旧工</td><td>1式</td><td></td></tr><tr><td>仮設工</td><td>1式</td><td></td></tr></table>	水路工	L=108.000m		護岸工（ブロック積）		A=694㎡	（地山補強土工）		A=134㎡	底版コンクリート工		L=108.000m	付帯工	1式		橋梁工（北屋敷橋）		1箇所	暫定取付工		4箇所	構造物撤去工	1式		復旧工	1式		仮設工	1式		
水路工	L=108.000m																															
護岸工（ブロック積）		A=694㎡																														
（地山補強土工）		A=134㎡																														
底版コンクリート工		L=108.000m																														
付帯工	1式																															
橋梁工（北屋敷橋）		1箇所																														
暫定取付工		4箇所																														
構造物撤去工	1式																															
復旧工	1式																															
仮設工	1式																															
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。																															
第3章 施工条件																																
1. 工程制限	1）薬師川の河川区域内での土工、水路工、橋梁工（水路内からの施工）、仮締切工設置・撤去等の行為については、令和6年11月1日から令和7年3月25日を予定している。 また、河川区域内での付帯工、復旧の行為については、令和7年5月31日までを予定している。 2）仮設ヤードの施工は、次の時期を予定している。 <table><tr><td>ヤード①、③、⑩</td><td>令和6年9月9日以降</td></tr><tr><td>ヤード②</td><td>令和6年10月15日以降</td></tr></table>	ヤード①、③、⑩	令和6年9月9日以降	ヤード②	令和6年10月15日以降																											
ヤード①、③、⑩	令和6年9月9日以降																															
ヤード②	令和6年10月15日以降																															
2. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている259日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事																															

項 目	内 容	備考												
	であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期：契約締結の日から令和7年5月31日（工事完了期限日）まで													
3. CORINSへの登録	技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。													
4. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日としては、雨天・休日等（非稼働日）を月当たり標準13日見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇を含んでいる。													
5. 施工しない時間帯	原則、平日の午後5時から午前8時まで。 なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない時間帯においてやむを得ず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。													
6. 現場技術員	本工事は、共通仕様書第1編1－1－9に規定している現場技術員を配置する。氏名等は別に通知する。													
7. 部分使用	水路工は、令和7年3月26日から部分使用することを考えている。													
8. 部分引渡し	橋梁工は、完了後部分引渡しすることを考えている。													
第4章 現場条件														
1. 土質	本工事の施工場所の土質は、「礫質土（細粒分まじり礫）及び粘性土」を想定している。													
2. 関連工事	本工事に関連して次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事責任者と十分連絡、打合せを行い、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。 <table><tr><th>工 事 名</th><th>施工時期</th></tr><tr><td>新木津用水路小牧久保一色工区その1工事（仮称）</td><td>令和6年9月 ～令和7年3月（予定）</td></tr><tr><td>新木津用水路小牧久保一色工区その6工事（仮称）</td><td>令和6年9月 ～令和7年3月（予定）</td></tr><tr><td>新木津用水路小牧岩崎工区その4工事（仮称）</td><td>令和6年9月 ～令和7年3月（予定）</td></tr><tr><td>新木津用水路小牧岩崎工区その10工事（仮称）</td><td>令和6年9月 ～令和7年3月（予定）</td></tr><tr><td>新木津用水路東田中工区（その4－2）改修工事（仮称）</td><td>令和6年9月 ～令和7年5月（予定）</td></tr></table>	工 事 名	施工時期	新木津用水路小牧久保一色工区その1工事（仮称）	令和6年9月 ～令和7年3月（予定）	新木津用水路小牧久保一色工区その6工事（仮称）	令和6年9月 ～令和7年3月（予定）	新木津用水路小牧岩崎工区その4工事（仮称）	令和6年9月 ～令和7年3月（予定）	新木津用水路小牧岩崎工区その10工事（仮称）	令和6年9月 ～令和7年3月（予定）	新木津用水路東田中工区（その4－2）改修工事（仮称）	令和6年9月 ～令和7年5月（予定）	
工 事 名	施工時期													
新木津用水路小牧久保一色工区その1工事（仮称）	令和6年9月 ～令和7年3月（予定）													
新木津用水路小牧久保一色工区その6工事（仮称）	令和6年9月 ～令和7年3月（予定）													
新木津用水路小牧岩崎工区その4工事（仮称）	令和6年9月 ～令和7年3月（予定）													
新木津用水路小牧岩崎工区その10工事（仮称）	令和6年9月 ～令和7年3月（予定）													
新木津用水路東田中工区（その4－2）改修工事（仮称）	令和6年9月 ～令和7年5月（予定）													
3. 第三者に対する措置														
（1）騒音及び振動対策	1）騒音及び振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 また、住民からの苦情等があった場合は、内容をよく聞き取るとともに、速やかに監督職員に報告し、その対応について協議しなければならない。													

項 目	内 容	備考																									
(2) 濁水処理対策 (3) 防塵対策 (4) 保安対策	ない。 2) 本工事の施工に当たっては、騒音及び振動を防止するため、次による対策工法を想定している。 なお、工事実施に当たっては、監督職員と協議の上、施工しなければならない。																										
	<table><tr><th>工 種</th><th>対策工法</th><th>備考(作業時間)</th></tr><tr><td>コンクリート取壊し</td><td>圧砕工法</td><td>8時～17時</td></tr><tr><td>舗装版破碎</td><td>圧砕工法</td><td>8時～17時</td></tr></table>	工 種	対策工法	備考(作業時間)	コンクリート取壊し	圧砕工法	8時～17時	舗装版破碎	圧砕工法	8時～17時																	
	工 種	対策工法	備考(作業時間)																								
	コンクリート取壊し	圧砕工法	8時～17時																								
	舗装版破碎	圧砕工法	8時～17時																								
	3) 各種重機械による作業に際し、特に地域の環境規制基準に抵触するおそれのある作業等については、監督職員と協議の上、振動及び騒音の計測を行うものとする。なお、計測の結果、対策工法を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。																										
	4) 既設構造物等の取壊し、掘削、積込及び重機走行等、通常の作業を行う場合も騒音及び振動の発生防止に努めるとともに、特に対策を必要とする場合は、監督職員と協議するものとする。																										
	汚濁水を直接下流に流さないよう、地山補強土工の削孔、グラウト注入等の施工に当たっては、濁水処理を行う。この他に流末処理施設（汚濁防止施設等）等が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。																										
	防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。																										
	また、仮設ヤード②、③については、防塵対策として設計図面に基づき防塵ネットを設置するものとする。なお、現地状況等により、追加の対策が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。																										
1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習又は基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。																											
2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、道路管理者及び所管警察署等との打合せの結果により、交通誘導警備員の人員配置等の変更が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																											
	<table><tr><th>配置場所</th><th>交通誘導警備員</th><th>編成</th><th>昼夜別</th><th>交代要員の有無</th></tr><tr><td>仮設ヤード①出入口部</td><td>1名/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td></tr><tr><td>仮設ヤード②出入口部</td><td>1名/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td></tr><tr><td>仮設ヤード③出入口部</td><td>1名/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td></tr><tr><td>仮設ヤード⑩出入口部</td><td>1名/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td></tr></table>	配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無	仮設ヤード①出入口部	1名/日	1名	昼間	無	仮設ヤード②出入口部	1名/日	1名	昼間	無	仮設ヤード③出入口部	1名/日	1名	昼間	無	仮設ヤード⑩出入口部	1名/日	1名	昼間	無	
配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代要員の有無																							
仮設ヤード①出入口部	1名/日	1名	昼間	無																							
仮設ヤード②出入口部	1名/日	1名	昼間	無																							
仮設ヤード③出入口部	1名/日	1名	昼間	無																							
仮設ヤード⑩出入口部	1名/日	1名	昼間	無																							
4. ゴミ処理対策	本工事区域内に投棄ゴミ及びゴミ混入土砂の堆積が確認された場合は、その処分方法について監督職員と協議するものとする。																										
5. 環境配慮対策	工事現場内で、逃げ遅れた魚等の生物を発見した場合は、直ちに捕獲して現場外へ解放するものとする。 ただし、特定外来生物は適正に処分するものとする。																										
6. 名古屋鉄道の監視	仮設ヤード②の工事用道路に隣接する名古屋鉄道小牧線の変異を確認すること。 なお、監視方法については監督職員と協議すること。																										

項 目	内 容	備考																								
第5章 指定仮設																										
1. 一般事項	本工事における指定仮設は、設計図面に示すとおりである。 なお、指定仮設の変更が必要となった場合、受注者は設計図書等を監督職員に提出し協議するものとする。																									
2. 工事用道路	受注者は、設計図面にに基づき、工事用道路を整備しなければならない。 また、整備した工事用道路の工事期間中における補修・維持管理及び工事完了後の撤去は、全て受注者の責任において実施しなければならない。 なお、現況道路を工事用道路として利用する区間において、善良な使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																									
3. 工事用進入路	工事用進入路として使用する道路については、使用前に現状を把握・確認するとともに、一般交通に支障を来さないよう、受注者の責任において適切な維持管理を行わなければならない。また、善良な道路使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																									
4. 水替工	工事区域内の常時排水として排水ポンプにより水替を行うものとし、その稼働実績を監督職員に報告するものとする。																									
5. 土取場、流用土仮置場及び建設発生土受入地	1) 土取場は、設計図面に示す箇所とし、その名称及び採取予定量は次のとおりである。 なお、本土取場の土代金及び補償費は、無償とする。 <table><tr><th>名 称</th><th>所 在</th><th>採取予定量</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>仮設ヤード⑨</td><td>小牧市東田中地内</td><td>264m³</td><td></td></tr></table> 2) 流用土仮置場は、設計図面に示す箇所とし、その名称及び仮置き予定量は次のとおりである。 <table><tr><th>名 称</th><th>所 在</th><th>仮置き予定量</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>仮設ヤード②</td><td>小牧市東田中地内</td><td>1,553m³</td><td></td></tr></table> 3) 建設発生土受入地は、設計図面に示す箇所とし、その名称及び搬出予定量は次のとおりとする。ただし、受入地の状況によって搬出先及び残土の取扱いを変更することがある。 <table><tr><th>名 称</th><th>所 在</th><th>搬出予定量</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>仮設ヤード⑩</td><td>春日井市上田楽地内</td><td>3,590m³</td><td>建設発生土</td></tr></table>	名 称	所 在	採取予定量	摘 要	仮設ヤード⑨	小牧市東田中地内	264m ³		名 称	所 在	仮置き予定量	摘 要	仮設ヤード②	小牧市東田中地内	1,553m ³		名 称	所 在	搬出予定量	摘 要	仮設ヤード⑩	春日井市上田楽地内	3,590m ³	建設発生土	
名 称	所 在	採取予定量	摘 要																							
仮設ヤード⑨	小牧市東田中地内	264m ³																								
名 称	所 在	仮置き予定量	摘 要																							
仮設ヤード②	小牧市東田中地内	1,553m ³																								
名 称	所 在	搬出予定量	摘 要																							
仮設ヤード⑩	春日井市上田楽地内	3,590m ³	建設発生土																							
6. 金属類受入地	本工事で撤去する金属類の受入地は、設計図面に示す箇所とし、その名称及び搬出予定金属類は次のとおりとする。 なお、搬出する際は重量を計測し、監督職員に報告するものとする。 <table><tr><th>名 称</th><th>所 在</th><th>搬出予定金属類</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>小牧下末仮置場</td><td>小牧市下末地内</td><td>フェンス類等 橋梁工鋼材等</td><td>撤去物</td></tr></table>	名 称	所 在	搬出予定金属類	摘 要	小牧下末仮置場	小牧市下末地内	フェンス類等 橋梁工鋼材等	撤去物																	
名 称	所 在	搬出予定金属類	摘 要																							
小牧下末仮置場	小牧市下末地内	フェンス類等 橋梁工鋼材等	撤去物																							
7. 仮廻し水路	仮設ヤード②の仮廻し水路は、高密度ポリエチレン管を使用することとしている。																									
8. 仮設フェンス	仮設フェンスについては、設計図面に示すとおり設置するものとする。 なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。																									

項 目	内 容	備考										
第6章 工事用地等												
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要となる用地（以下「工事用地等」という。）は、設計図面に示すとおりである。											
2. 工事用地等以外で受注者が確保する用地	前項1以外で、受注者が確保する用地は、事前に監督職員の承諾を得るものとする。また、受注者が確保した用地の使用と返還においては、監督職員が別途指示する「工事施工に伴う土地の使用基準」の考え方を踏まえ、適切に処理するものとする。											
3. 境界杭等	既存境界杭等が工事施工の支障となる場合は、監督職員と打合せるものとし、境界杭を撤去した場合には、工事完了後復旧した上で、関係者の了解を得るものとする。 また、新たに境界杭を設置する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。											
第7章 貸与設備等												
1. 貸与品	貸与品は、次のとおりである。 <table><tr><th>品名</th><th>規格</th><th>単位</th><th>数量</th><th>備考</th></tr><tr><td>高密度ポリエチレン管</td><td>φ600、内面円滑</td><td>m</td><td>53</td><td>継手含む</td></tr></table>	品名	規格	単位	数量	備考	高密度ポリエチレン管	φ600、内面円滑	m	53	継手含む	
品名	規格	単位	数量	備考								
高密度ポリエチレン管	φ600、内面円滑	m	53	継手含む								
2. 引渡し場所	小牧下末仮置場（愛知県小牧市下末地内）											
3. 引渡し時期	監督職員と打合せの上、決定するものとする。											
4. 引渡し方法	引渡し及び引渡し場所から小牧市東田中地内（工事現場）までの運搬は、受注者の責任において行うものとする。											
第8章 工事用電力	工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者の責任において準備しなければならない。											
第9章 工事用材料												
1. 規格及び品質	本工事で、使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。 1) 石材及び骨材 クラッシャラン（C-40） JIS A 5001 単粒度砕石4号（S-30） JIS A 5001 再生クラッシャラン（RC-40） JIS A 5001に準拠する。 2) 鋼材 鉄筋（異形棒鋼） JIS G 3112（SD295、SD345） JIS G 3191（SS400） 鋼 棒 JIS G 4051（S35C） 角型鋼材（北屋敷橋） BCR295 鋼 板（北屋敷橋） JIS G 3106（SM400A、SM490A） 鋼管杭 JIS A 5525（SKK400） ※北屋敷橋 上載荷重：群衆荷重 q =3.50kN/m ² 3) 鋼製二次製品 溶接金網（D13、250×250） JIS G 3551 4) コンクリート二次製品 積ブロック（控35cm） JIS A 5371同等品 コンクリートブロック基礎 500型 L型擁壁 JIS A 5372同等品 地山補強土工（PANWALL）板（S、STタイプ）											

項 目	内 容	備 考																																			
2. 見本又は資料提出	5) 合成樹脂製品 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741																																				
	6) アスファルト混合物 アスファルト混合物は、再生加熱アスファルト混合物を使用するものとし、混合物の標準配合は、プラント再生舗装技術指針による再生密粒度アスコン(13)とする。																																				
	8) コンクリート コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。																																				
	[水路工]																																				
	<table><tr><th>種 類</th><th>呼び強度 (N/mm²)</th><th>スラ ンプ (cm)</th><th>粗骨材の 最大寸法 (mm)</th><th>水 セメント比 (%)</th><th>セメント の種類に よる記号</th><th>使用目的</th></tr><tr><td>鉄筋 コンクリート</td><td>21</td><td>12</td><td>25又は20</td><td>60以下</td><td>N・BB</td><td>復旧工</td></tr><tr><td rowspan="3">無筋 コンクリート</td><td rowspan="3">18</td><td rowspan="3">8</td><td>25又は20</td><td>65以下</td><td>N・BB</td><td>底版工、天端工、 裏込工等、 地山補強土工</td></tr><tr><td>25又は20</td><td>—</td><td>N・BB</td><td>均しコンクリート</td></tr><tr><td>40</td><td>65以下</td><td>N・BB</td><td>復旧工、付帯工</td></tr></table>	種 類	呼び強度 (N/mm ²)	スラ ンプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水 セメント比 (%)	セメント の種類に よる記号	使用目的	鉄筋 コンクリート	21	12	25又は20	60以下	N・BB	復旧工	無筋 コンクリート	18	8	25又は20	65以下	N・BB	底版工、天端工、 裏込工等、 地山補強土工	25又は20	—	N・BB	均しコンクリート	40	65以下	N・BB	復旧工、付帯工							
	種 類	呼び強度 (N/mm ²)	スラ ンプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水 セメント比 (%)	セメント の種類に よる記号	使用目的																														
	鉄筋 コンクリート	21	12	25又は20	60以下	N・BB	復旧工																														
	無筋 コンクリート	18	8	25又は20	65以下	N・BB	底版工、天端工、 裏込工等、 地山補強土工																														
				25又は20	—	N・BB	均しコンクリート																														
				40	65以下	N・BB	復旧工、付帯工																														
	[橋梁工]																																				
	<table><tr><th>種 類</th><th>呼び強度 (N/mm²)</th><th>スラ ンプ (cm)</th><th>粗骨材の 最大寸法 (mm)</th><th>水 セメント比 (%)</th><th>セメント の種類に よる記号</th><th>使用目的</th></tr><tr><td rowspan="2">鉄筋 コンクリート</td><td rowspan="2">24</td><td rowspan="2">12</td><td>20</td><td rowspan="2">60以下</td><td rowspan="2">N・BB</td><td>主桁充填</td></tr><tr><td>25</td><td>下部工、地覆、 伸縮装置、中詰 コンクリート</td></tr><tr><td rowspan="3">無筋 コンクリート</td><td>30</td><td>18</td><td>25又は20</td><td>65以下</td><td>N・BB</td><td>先端コンクリート</td></tr><tr><td>24</td><td>8</td><td>25</td><td>65以下</td><td>N・BB</td><td>枕コンクリート</td></tr><tr><td>18</td><td>8</td><td>25又は20</td><td>65以下</td><td>N・BB</td><td>均しコンクリート</td></tr></table>	種 類	呼び強度 (N/mm ²)	スラ ンプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水 セメント比 (%)	セメント の種類に よる記号	使用目的	鉄筋 コンクリート	24	12	20	60以下	N・BB	主桁充填	25	下部工、地覆、 伸縮装置、中詰 コンクリート	無筋 コンクリート	30	18	25又は20	65以下	N・BB	先端コンクリート	24	8	25	65以下	N・BB	枕コンクリート	18	8	25又は20	65以下	N・BB	均しコンクリート	
	種 類	呼び強度 (N/mm ²)	スラ ンプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	水 セメント比 (%)	セメント の種類に よる記号	使用目的																														
	鉄筋 コンクリート	24	12	20	60以下	N・BB	主桁充填																														
				25			下部工、地覆、 伸縮装置、中詰 コンクリート																														
無筋 コンクリート	30	18	25又は20	65以下	N・BB	先端コンクリート																															
	24	8	25	65以下	N・BB	枕コンクリート																															
	18	8	25又は20	65以下	N・BB	均しコンクリート																															
9) 目地及び止水材料																																					
<table><tr><th>製 品</th><th>材 質</th><th>仕 様</th><th>備 考</th></tr><tr><td>目地板</td><td>ゴム発泡体</td><td>10mm、20mm</td><td></td></tr><tr><td>シール材</td><td>ポリウレタン系 シリコン系</td><td>常温注入式</td><td></td></tr><tr><td>止水材</td><td>水膨張</td><td>15mm×15mm</td><td></td></tr></table>	製 品	材 質	仕 様	備 考	目地板	ゴム発泡体	10mm、20mm		シール材	ポリウレタン系 シリコン系	常温注入式		止水材	水膨張	15mm×15mm																						
製 品	材 質	仕 様	備 考																																		
目地板	ゴム発泡体	10mm、20mm																																			
シール材	ポリウレタン系 シリコン系	常温注入式																																			
止水材	水膨張	15mm×15mm																																			
10) 雑資材 大型土のう袋 (1.0t用)																																					
主要資材及び次に示す工事用材料は、使用前にカタログ、試験成績書等を監督職員に提出し、承諾を得るものとする。なお、これ以外の材料についても、監督職員が提出を指示する場合がある。																																					
<table><tr><th>材 料 名</th><th>提 出 物</th></tr><tr><td>土、碎石類</td><td>試験成績書</td></tr><tr><td>コンクリート二次製品 (L型擁壁、地山補強土工板)</td><td>承認図、構造計算書、試験成績書</td></tr><tr><td>アスファルト混合物</td><td>配合計画書</td></tr><tr><td>生コンクリート</td><td>配合計画書</td></tr><tr><td>鉄筋</td><td>試験成績書</td></tr><tr><td>鋼材</td><td>試験成績書</td></tr><tr><td>目地材及びシール材</td><td>カタログ、試験成績書</td></tr></table>		材 料 名	提 出 物	土、碎石類	試験成績書	コンクリート二次製品 (L型擁壁、地山補強土工板)	承認図、構造計算書、試験成績書	アスファルト混合物	配合計画書	生コンクリート	配合計画書	鉄筋	試験成績書	鋼材	試験成績書	目地材及びシール材	カタログ、試験成績書																				
材 料 名	提 出 物																																				
土、碎石類	試験成績書																																				
コンクリート二次製品 (L型擁壁、地山補強土工板)	承認図、構造計算書、試験成績書																																				
アスファルト混合物	配合計画書																																				
生コンクリート	配合計画書																																				
鉄筋	試験成績書																																				
鋼材	試験成績書																																				
目地材及びシール材	カタログ、試験成績書																																				

項 目	内 容		備考
3. 監督職員の検査 又は試験	シート類	カタログ	
	防護柵類	カタログ	
	管類	カタログ、試験成績書	
	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。 ただし、監督職員の承諾を得た場合は、写真撮影等によりこれに代えることができる。 なお、その他の材料は受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員から請求があった場合は、これに応じなければならない。		
	材 料 名	検査・試験項目	備 考
	管類・鉄鋼材類	外観、形状、寸法	現場搬入時
	コンクリート二次製品	外観、形状、寸法	現場搬入時
	生コンクリート	スランプ、圧縮試験、 空気量、塩化物含有量	現場搬入時及び プラント
	地山補強土工（PANWAL）板	寸法、曲げ試験	現場搬入時及び 工場
第10章 施工			
1. 一般事項			
(1) 基準点	1) 本工事の基準点は、設計図書に示す基Ⅲ-18 (EL=30.163m)、基Ⅲ-19 (EL=30.375m) 及び基Ⅲ-20 (EL=29.292m) を使用しなければならない。なお、基準点等の位置データは、測地成果2000に対応したものである。 2) 基準点及び境界杭等は、施工中に損傷しないように留意するとともに、移動の必要が生じた場合は、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。		
(2) 検測又は確認 (施工段階確認)	1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。 2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。		
	工 種	確認内容	確認時期・頻度
	コンクリート ブロック基礎	高さ（基準高）	初期施工段階で1箇所
	ブロック積（裏 込め工含む）	厚さ	初期施工段階で1箇所
	鉄筋組立	かぶり、中心間隔	1 スパン目施工段階で1箇所、 以降構造変更毎に1箇所
	橋梁上部工	間隔、たわみ率、 基準高、厚さ	角型鋼管設置完了時、 施工完了時点
	橋梁下部工	厚さ、橋座面、 胸壁間距離	全橋台、 施工完了時点
	橋梁下部工（鋼 管杭）	基準高、偏心	1本目打設完了時
	地山補強土工	削孔長 確認試験	各断面毎 所定の断面
(3) 中間技術検査	1) 発注者から中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。		

項 目	内 容	備考																													
2. 再生資源等の利用	い。 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は、従わなければならない。 5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。																														
	1) 再生資材の利用 受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。																														
	<table><tr><th>資材名</th><th>規格</th><th>備考</th></tr><tr><td>再生加熱アスファルト混合物</td><td>再生密粒度アスコン(13)</td><td>舗装工</td></tr><tr><td>再生クラッシャラン</td><td>RC-40</td><td>路盤工</td></tr></table>	資材名	規格	備考	再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)	舗装工	再生クラッシャラン	RC-40	路盤工																					
	資材名	規格	備考																												
	再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン(13)	舗装工																												
	再生クラッシャラン	RC-40	路盤工																												
	なお、舗装材に使用する場合等には「舗装再生便覧」（（一社）日本道路協会発行）を遵守しなければならない。																														
	2) 建設資材廃棄物等の現場内利用 受注者は、本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等の利用方法等について監督職員と協議しなければならない。 なお、分別の徹底及び適切な保管を行うものとする。																														
	3. 建設資材廃棄物等の搬出	本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。																													
	<table><tr><th>建設資材 廃 棄 物</th><th>処理施設名</th><th>住所</th><th>受入 時間</th><th>事業区分</th></tr><tr><td>無筋 コンクリート塊</td><td>春是産業(株)</td><td>犬山市 字佐ヶ瀬6-1</td><td>8:00～ 16:30</td><td>再資源化施設 業者</td></tr><tr><td>鉄筋 コンクリート塊</td><td>春是産業(株)</td><td>犬山市 字佐ヶ瀬6-1</td><td>8:00～ 16:30</td><td>再資源化施設 業者</td></tr><tr><td>アスファルト塊</td><td>春是産業(株)</td><td>犬山市 字佐ヶ瀬6-1</td><td>8:00～ 16:30</td><td>再資源化施設 業者</td></tr><tr><td>プラスチック廃材</td><td>(株)神谷商会</td><td>弥富市 東末広9-59</td><td>8:00～ 17:00</td><td>再資源化施設 業者</td></tr><tr><td>汚泥</td><td>(株)ムラアーカム</td><td>海部郡飛島村 新政成11-20他</td><td>8:00～ 17:00</td><td>再資源化施設 業者</td></tr></table>	建設資材 廃 棄 物	処理施設名	住所	受入 時間	事業区分	無筋 コンクリート塊	春是産業(株)	犬山市 字佐ヶ瀬6-1	8:00～ 16:30	再資源化施設 業者	鉄筋 コンクリート塊	春是産業(株)	犬山市 字佐ヶ瀬6-1	8:00～ 16:30	再資源化施設 業者	アスファルト塊	春是産業(株)	犬山市 字佐ヶ瀬6-1	8:00～ 16:30	再資源化施設 業者	プラスチック廃材	(株)神谷商会	弥富市 東末広9-59	8:00～ 17:00	再資源化施設 業者	汚泥	(株)ムラアーカム	海部郡飛島村 新政成11-20他	8:00～ 17:00	再資源化施設 業者
建設資材 廃 棄 物	処理施設名	住所	受入 時間	事業区分																											
無筋 コンクリート塊	春是産業(株)	犬山市 字佐ヶ瀬6-1	8:00～ 16:30	再資源化施設 業者																											
鉄筋 コンクリート塊	春是産業(株)	犬山市 字佐ヶ瀬6-1	8:00～ 16:30	再資源化施設 業者																											
アスファルト塊	春是産業(株)	犬山市 字佐ヶ瀬6-1	8:00～ 16:30	再資源化施設 業者																											
プラスチック廃材	(株)神谷商会	弥富市 東末広9-59	8:00～ 17:00	再資源化施設 業者																											
汚泥	(株)ムラアーカム	海部郡飛島村 新政成11-20他	8:00～ 17:00	再資源化施設 業者																											
4. 特定建設資材の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。																														
<table><tr><th rowspan="7">工程ごとの作業内容及び解体方法</th><th>工程</th><th>作業内容</th><th>分別解体等の方法</th></tr><tr><td>①仮設</td><td>仮設工事 ■有 □無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工事 ■有 □無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎</td><td>基礎工事 ■有 □無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ■有 □無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 ■有 □無</td><td>☐手作業 ☐手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑥その他 (構造物撤去)</td><td>その他の工事 ■有 □無</td><td>☐手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr></table>	工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	⑥その他 (構造物撤去)	その他の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用									
工程ごとの作業内容及び解体方法		工程	作業内容	分別解体等の方法																											
		①仮設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																											
		②土工	土工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																											
		③基礎	基礎工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																											
		④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																											
		⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用																											
	⑥その他 (構造物撤去)	その他の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■手作業・機械作業の併用																												

項 目	内 容	備考												
5. 土工 (1) 掘削	注) ■が該当部分である。 1) 掘削に当たっては、過掘とならないよう留意して施工するものとする。なお、過掘となった場合は良質土を用いて(2)に準じて埋め戻さなければならない。 2) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。 3) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。													
(2) 埋戻及び盛土	1) 埋戻土は、掘削により発生する土砂を流用するものとし、腐植土及び草木を含む表土は流用してはならない。なお、流用に当たっては、セメント系土質改良材の添加により第3種改良土(発生土利用基準について(平成18年8月10日付け国土交通省)の通知に準拠)相当に改良するものとする。土質改良材の添加量は20kg/m³を想定しているが、施工に先立ち室内試験を実施し監督職員と協議の上、添加量を決定するものとする。なお、セメント系土質改良材による埋戻土量は1,270m³を予定している。 また、仮設工での埋戻及び盛土は、土質改良材の添加は想定していない。ただし、これにより難しい場合は監督職員と協議するものとする。 2) 埋戻及び盛土は、一層の仕上り厚さが30cm程度になるようにまき出し、締固め度85%以上となるよう締固めなければならない。 3) コンクリート構造物の上部30cmまでの盛土は、構造物に損傷を与えないよう人力(振動コンパクタ等)により、締固めなければならない。 4) コンクリート構造物の上部30cmから60cmまでの盛土は、構造物に損傷を与えないよう1.1t以下の締固め機械(ハンドガイド式振動ローラ等)により、締固めなければならない。 5) コンクリート構造物の周辺50cmまでは、構造物に損傷を与えないよう人力(振動コンパクタ等)により締固めなければならない 6) コンクリート構造物の周辺50cmより外側及び上部60cmより上側は、構造物に損傷を与えないよう15t以下の締固め機械(振動ローラ・ブルドーザ等)により、締固めなければならない。													
6. コンクリート構造物基礎工	1) コンクリート構造物における基礎地盤の支持力は、下表に示すとおりとする。 <table><tr><th>工 種</th><th>位 置</th><th>支持力</th><th>備 考</th></tr><tr><td>水路工</td><td>コンクリートブロック積</td><td>102.50kN/m²</td><td>工区毎</td></tr><tr><td>橋梁工</td><td>北屋敷橋橋台</td><td>※819.4kN/m²</td><td>A2橋台</td></tr></table> ※橋梁工の基礎地盤支持力は極限鉛直支持力であるため、安全率を考慮した数値である。 2) 基礎工の施工に当たっては、施工前の基礎地盤の支持力を平板載荷試験により、上表の位置において1箇所確認し監督職員に報告するものとする。 なお、試験場所については、監督職員が指示する場所とし、基礎地盤の支持力が上表の支持力に満たない場合は、監督職員と協議するものとする。	工 種	位 置	支持力	備 考	水路工	コンクリートブロック積	102.50kN/m²	工区毎	橋梁工	北屋敷橋橋台	※819.4kN/m²	A2橋台	
工 種	位 置	支持力	備 考											
水路工	コンクリートブロック積	102.50kN/m²	工区毎											
橋梁工	北屋敷橋橋台	※819.4kN/m²	A2橋台											
7. 既設構造物取壊し	1) 既設構造物の取壊しは、設計図書のとおり想定しているが、異なる場合は、監督職員と協議するものとする。 2) コンクリート及びアスファルト舗装等切断時に発生する排水及び粉塵は、吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物(汚泥)と													

項 目	内 容	備考
8. 地山補強土工	して適切に処理するものとする。また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを監督職員に提出するものとする。 1) 地山補強土（PANWALL 工）とは、次の特許を用いた工法を見込んでいる。なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 特許 第 5671090 号（斜面補強工法） 2) 本特許の使用に係る特許権者との必要な手続きは受注者が行うものとし、その使用に関する一切の責任を負うものとする。 3) 受注者は、工事契約から 60 日以内に本特許の使用に係る特許使用料を特許権者に支払うものとする。なお、受注者はその証明として特許実施承諾書を監督職員に提出しなければならない。 4) 受注者は、本工法の施工に必要な技術資料（施工マニュアル等）の最新版のデータを PAN WALL 工法協会の管理するインターネットサイト（www.panwall.jp）から入手した上で施工方法等を確認し、具体的な実施方法について、施工計画書に記載するものとする。 なお、疑義がある場合には、遅延なく PAN WALL 工法協会事務局に問い合わせを行い、疑義を解決した後、工事に着手しなければならない。 5) 施工順序 地山補強土工の施工順序は下記により行うこと。 ・据付コンクリート ・背面排水材設置 ・パネル据付 ・削孔 ・補強材挿入 ・グラウト注入 ・裏込め注入 ・補強材確認試験 ・定着 ・頭部キャップ工 ・天端工 6) 地山補強土工 ・据付コンクリート 最初に施工するパネル（逆巻工法のため最上段）の据付に先行し、正規の高さ・位置に据付コンクリートを打設する。 ・背面排水材設置 下部の2段施工時は、帯状に背面排水材を設置する。排水材は、取付ピン、結束線を用いて地山に固定する。 ・パネル据付 専用の吊り金具を使用し、所定の位置にパネルを据付ける。初段は据付コンクリートを基準に、初段以降は先行して据付けたパネルを基準に所定の位置に設置する。 ・削孔 設計図書に示された位置・削孔径・長さ・方向を満足し、かつ周囲の地盤を乱さないように施工すること。また、削孔は直接性を保つように配慮を行い、削孔が終了した孔内はスライム等が残らないようにすること。 ・補強材挿入 補強材の挿入は所定の位置に正確に行い、挿入中は泥・油等が付着しないように注意し行うものとする。また、グラウトは硬化し始めてから振動を与えたり動かしたりすると強度発現に影響が出るので、挿入	

項 目	内 容	備考
	後は所定の位置に完全に固定しておかなければならない。 ・グラウト注入 グラウトの注入は、削孔内の排水、排気を実行に行い、所定のグラウトが孔口から排出されるまで注入作業は中断してはならない。また、グラウト材が硬化するまで補強材が移動しないように固定プレートを取り付け。 ・裏込め注入 現場プラント設備にて早強セメント・ベントナイト・水を練り混ぜ裏込め材を作成し、パネル天端の注入口からコンクリート板と地山との隙間に裏込め材を注入する。 ・補強材確認試験 該当箇所を対象に、補強材が所定の強度を以て地山に定着しているかを照査する確認試験を実施する。 ・定着 補強材の定着はグラウトが所定の強度（24N/mm²）に達した後に、PAN WALL板をセットし施工するものとする。また、その強度確認はテストピースによる強度試験により確認するものとする。定着時の締め付け力は、トルクレンチに均一にかける。 ・頭部キャップ工 補強材頭部および定着プレート、座金等は防錆処理を実地するものとする。本定着後、硬練モルタルを充填し専用キャッピングブロックを装着する。 ・天端工 最上段パネル上部に、コンクリートを打設する。 7) 確認試験 本試験は、施工された地山補強土工が設計を満足するものであるかどうかを確認することを目的とする。 ・試験 本数 : 施工数量の3%かつ3本以上とする。 ・最大試験荷重: 設計アンカー力（常時：49.4kN/本） ・載荷サイクル: 多サイクルで最大試験荷重まで載荷する。 ・載荷 方法 : センターホールジャッキによりアンカーに緊張力を加える。載荷方法は初期荷重を基準として、載荷・保持・除荷を繰り返す多サイクル方式で行い、サイクル毎に載荷の上限を増加させる。 ただし、変位が安定しない場合は、安定するまで荷重を保持する。 ・初期荷重 : 0.5t ・サイクル毎の荷重上限の刻み: 1t ・載荷速度 : 1 t /min ・載荷保持時間 : 5分 各荷重段階における計測は、荷重、時間、補強材変位量、反力装置変位量を記録する。 8) テストピースによる強度試験 工事で使用するグラウト材を用いてテストピース（試験体）を作成し、所定の強度（24N/mm²）が得られるか確認する。 9) その他 本工法は特許工法であるので、特許料を計上している。	

項 目	内 容	備考
9. 橋梁上部工 (1) 設計	1) 形 式：角型鋼管床版橋 2) 荷 重：歩行者専用道 群衆荷重 $q = 3.50 \text{ kN/m}^2$ 3) 橋 長：15.600m 4) 支 間 長：15.120m 5) 全 幅 員：2.800m 6) 有効幅員：2.000m 7) 斜 角：右 $80^\circ 00' 00''$	
(2) 据付	北屋敷橋（角形鋼管床版橋）は、ラフテレーンクレーン25 t 吊による据付を基本とする。 なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。	
10. 橋梁下部工 (1) 鉄筋の組立	1) 鉄筋の組立において、土留支保工等が支障となる場合、または、配筋が交錯してスターラップが組めない場合等が生じた際は監督職員と協議するものとする。 2) 中間帯鉄筋は帯鉄筋に掛けることを原則とする。（主鉄筋と帯鉄筋に掛けても良い。） 3) 横拘束筋の断面内配置（有効長）は、原則として1m以内とする。 4) 中間帯鉄筋は、円形フック（鋭角フック）を原則とする。また、矩形断面の隅角部以外で帯鉄筋を継ぐ場合は、原則として帯鉄筋径40倍以上重ね合わせ、所定のフックを設けるものとする。	
(2) 鉄筋加工	加工した鉄筋の運搬に当たり、特殊な荷姿でないと運搬が不可能であり、特殊車両の通行手続きが必要となる場合、また、現場条件等により現場にて鉄筋の加工ができない場合は、加工形状の変更について、別途監督職員と協議するものとする。	
(3) 鉄筋の継手長	鉄筋の継手長については、原則として「土木構造物設計マニュアル（案）」（平成11年11月）（社）全日本建設技術協会によるものとする。	
(4) 構造物の被り等	1) 施工前に、配筋図・鉄筋組立図及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋及び組立鉄筋を考慮したかぶりとなっているか照査し、その照査内容を監督職員に提出しなければならない。 2) 防錆効果の確認された特殊鉄筋を用いる場合、及び品質の確認された保護層を設ける場合には、環境条件を一般の環境と考えらものとする。	
(5) コンクリート養生	本工事のコンクリート養生は、一般養生によるものとするが、特殊養生が必要となった場合は、別途監督職員と協議するものとする。	
(6) 基礎杭	1) 橋梁下部工の基礎杭施工は、中掘工法を用いた施工を行うことを想定している。 2) 鋼管杭の杭径、板厚、耐力、本数、配置は、設計図面に示すとおりである。 3) 施工は砂層（N値：20以上40未満）を想定している。 4) 施工に当たっては、掘削深度および掘削速度を測定・記録し、支持層への定着を確認したうえで先端処理を行わなければならない。 5) 先端処理は、設計図面に示すとおりとする。 7) 杭頭仕上げについては、設計図面に示すとおりとする。 8) 施工中に予期しない転石等が出現した場合や、設計深度で設計と異なる地層を確認した場合は、その対応について監督職員と協議しなければならない。	

項 目	内 容	備考											
11. 橋面防水	1) 本工事に施工する橋面防水の品質は、「道路橋床版防水便覧」(平成26年8月)(社)日本道路協会によるものとする。 2) 橋面防水の採用に当たっては、下記によるものとし、仕様等については下表に示す資材と同等以上とする。 なお、使用に際しては、監督職員の承諾を得るものとし、これにより難しい場合は別途監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>工種</th><th>品名</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="3">シート防水材</td><td>BESS シート N</td><td>東和工業(株)</td></tr><tr><td>ラバソイド I1 型</td><td>日涯化学工業(株)</td></tr><tr><td>BF-10</td><td>昭石化工(株)</td></tr></table> 3) 橋面防水を施工する床版面は、事前に油脂類等有害物質を除去・清掃し、乾燥した状況にしなければならない。 4) 端部防水処理工を行う場合は、既設構造物との接触部及び成型目地材にプライマーを塗布(0.4リットル/m²程度)し、十分密着させなければならない。	工種	品名	備考	シート防水材	BESS シート N	東和工業(株)	ラバソイド I1 型	日涯化学工業(株)	BF-10	昭石化工(株)		
工種	品名	備考											
シート防水材	BESS シート N	東和工業(株)											
	ラバソイド I1 型	日涯化学工業(株)											
	BF-10	昭石化工(株)											
12. 塗装仕様 (橋梁上部工)	1) 本工事の鋼材塗装は、下記仕様を標準とする。 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>仕様</th></tr><tr><td colspan="2">素地調整</td><td>原板ブラスト</td></tr><tr><td rowspan="2">桁材</td><td>工場</td><td>C-5 系</td></tr><tr><td>現場</td><td>F-11 系</td></tr></table> 2) C-5系塗装においては、塗装の耐久性向上として、下塗りを1層多く施すこととする。なお、塗装増塗り範囲は設計図書に示すとおりである。	区分		仕様	素地調整		原板ブラスト	桁材	工場	C-5 系	現場	F-11 系	
区分		仕様											
素地調整		原板ブラスト											
桁材	工場	C-5 系											
	現場	F-11 系											
13. 付帯工	防護柵の構造は、設計図面に示しているが、関係機関との協議により変更する場合がある。												
14. 復旧工	1) 第6章に示す工事用地等の復旧は次により行わなければならない。 ①工事用地等の利用に当たっては、利用後返還の際に支障が生じないよう施工に先立って現況標高、構造物等の位置・形状等の現況確認及び写真管理を入念に実施し、監督職員に報告するものとする。 2) 既設構造物の撤去・復旧は、次により行わなければならない。 ①撤去する構造物は、設計図面に示しているが、施工に先立って構造物の構造・規格等を調査確認し、監督職員に報告するものとする。 ②復旧する構造物は、設計図面に示しているが、現地と設計図書が合致しない場合は、監督職員と協議するものとする。												
15. 道路復旧工 (1) 路盤工	路盤工は、施工条件に合った敷均し機械により路盤材の敷均しを行い、施工条件に合った機種により締固め度90%以上となるよう締固めなければならない。												
(2) アスファルト 舗装工	1) マーシャル試験の試験法は、舗装の構造に関する技術基準同解説によるものとする。 なお、表層工の施工に当たっては、プライムコート(アスファルト乳剤PK-3) 120L/100m²以上を路盤面に均一に散布し、表層との密着を図らなければならない。橋梁部の施工に当たっては、タックコート(アスフ												

項 目	内 容	備考
16. 耕地復旧 (仮設ヤード)	ァルト乳剤PK-4) 40L/100㎡以上を基層アスファルト面に均一に散布し、表層アスファルトとの密着を図らなければならない。 2) 表層工は、施工条件に合った敷均し機械により再生アスファルト混合物を敷均し、施工条件に合った機種により締固めを行わなければならない。 3) 道路復旧については、設計図書に示すとおりとするが、関係機関との調整により、復旧範囲及び舗装構成が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。 1) 土木シートの撤去は、仮置きした土砂が混入することのないよう丁寧に撤去するものとする。 2) 耕地については、施工に先立ち表土厚さを確認するものとするが、詳細は監督職員と協議するものとする。 なお、表土については、トラクタ等により耕起するものとし、石・雑物等が混入した場合には、入念にこれを撤去しなければならない。 3) 沈下等により水稻作付けに支障を及ぼすことが確認された場合には、監督職員と協議し、対応を行うものとする。 4) 仮設ヤードについて、地権者との調整により復旧方法等を変更する場合がある。	
17. 暫定取付工	暫定取付工は、設計図面に示すとおり考えているが、流水の乱れ等が発生しないよう、丁寧に擦り付けを行うものとする。	
18. 河川排水	薬師川の排水は、設計図面に示すとおり、仮設ヤード①に設置するポンプにより河川外へ常時排水する計画であり、その排水量は0.33m³/sを想定している。 なお、降雨等により薬師川の水位が上昇し、大型土のうによる河川仮締切工を越水する恐れが生じた場合は、速やかに排水ポンプの運転を停止するものとし、河川仮締切工を超えた河川水は、工事区間を流下（現場内湛水）させる計画である。降雨等が小康状態となり、薬師川の水位が下降し、河川仮締切工を越水しない状況となった場合には、排水ポンプの運転を再開できるものとする。 また、現場内に湛水した水については、1工区は排水ポンプにより工事区間の下流へ排水し、2工区は排水ポンプにより薬師川右岸側の排水路に排水することを考えている。	
19. 常時締切 (大型土のう)	仮設ヤード③については、薬師川の堤防を開削した進入口を計画している。 河川内工事期間中において、降雨等により薬師川の水位が上昇し、大型土のうによる河川仮締切工を越水する恐れがあることから、第3章4（工事期間中の休業日）及び同章5（施工しない時間帯）に示す日時については、設計図面に示すとおり大型土のうにより常時締切する計画であり、その期間等においては、重機等を河川内に存置してはならない。 なお、作業日の始業時に常時締切を撤去し、終業時に常時締切を設置するものとする。	
第11章 施工管理 1. 主任技術者等の 資格	主任技術者又は監理技術者の資格は入札公告による。	

項 目	内 容	備考								
2. 施工管理	1) 工種全般 本工事の施工管理は、農林水産省農村振興局制定「土木工事施工管理基準」によるものとし、同基準に定めのない項目とその管理基準等については、監督職員と打合せするものとする。 2) 地山補強土工 削孔長は全本数の写真管理を行うこと。									
3. 六価クロム溶出試験	本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であり、次に示す工種について、六価クロム溶出試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出しなければならない。 なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によるものとする。 また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 1) 六価クロム溶出試験対象工種及び検体数									
	<table><tr><td>対象工種</td><td>対象工法</td><td>配合設計段階検体数</td><td>備考</td></tr><tr><td>土工</td><td>バックホウ攪拌</td><td>1 検体</td><td></td></tr></table>	対象工種	対象工法	配合設計段階検体数	備考	土工	バックホウ攪拌	1 検体		
対象工種	対象工法	配合設計段階検体数	備考							
土工	バックホウ攪拌	1 検体								
4. 工事写真における 黑板情報の電子化	黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得た上で黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、次の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。									
（１）使用する機器・ソフトウェア	受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（URL「 https://www.cryptrec.go.jp/list.html 」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。									
（２）機器等の導入	1) 黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2) 受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。									
（３）黑板情報の電 子的記入に関す る取扱い	1) 受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記１)に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 3) 黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。									
（４）写真の納品	受注者は、（３）に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時にURL（ http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html ）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェ									

項 目	内 容	備考
(5) 費用	ックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。 機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。	
第12章 情報化施工技術の活用について		
1. 適用	本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、受注者の発議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」（受注者希望型）である。	
2. 定義	1) 国営土地改良事業等における情報化施工技術活用工事とは、情報化施工技術の活用等の施策を建設現場に導入することによって、建設現場のプロセス全体の最適化を図る取組である。 本工事では、受注者の希望により、その実現に向けて情報化施工を活用した工事を実施するものである。 2) 情報化施工技術活用工事とは、下記に記載するア～オの全て又は一部の段階で情報化施工技術を活用する工事をいう。 対象は、土工を含む工事とする。 ア 3次元起工測量 イ 3次元設計データ作成 ウ ICT建設機械による施工 エ 3次元出来形管理等の施工管理 オ 3次元データの納品	
3. 協議・報告	受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出含む。）までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合に次の4～8による情報化施工技術活用工事を行うことができるものとする。 なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨監督職員に報告するものとする。	
4. 施工	情報化施工技術を用い、以下の施工を実施する。 1) 3次元起工測量 受注者は、3次元測量データを取得するため、情報化施工技術を用いた起工測量として、3次元測量データを取得するため、次のア～キから選択（複数選択可）して測量を行うものとする。 起工測量に当たっては、標準的に面計測を実施するものとするが、現場条件により面的計測が非効率となる場合及び前工事での3次元納品データが活用できる場合においては、断面管理及び変化点の計測による選択ができるものとし、監督職員と協議の上、情報化施工を活用する。 ア TS等光波方式を用いた起工測量 イ TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ウ UAV空中写真測量を用いた起工測量 エ 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 オ UAVレーザースキャナーを用いた起工測量 カ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量	

項 目	内 容	備考
5. 使用機器類	キ RTK-GNSSを用いた起工測量 2) 3次元設計データ作成 受注者は、設計図書や1) で得られたデータを用いて、3次元出来形管理等を行うための3次元設計データを作成する。 3) ICT建設機械による施工 受注者は、ICT建設機械による施工又は従来型建設機械による施工が選択できる。 ICT建設機械による施工においては、受注者は、2) で作成した3次元設計データを用いて、下記に示すICT建設機械を作業に応じて選択し、ICT建設機械施工を実施する。 【3次元MC又は3次元MG建設機械】 建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動抑制する3次元マシンコントロール技術(MC)又は建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術(MG)を用いて実施する。 【ICT建設機械による施工】 ・MCブルドーザ、MCバックホウ ・MGブルドーザ、MGバックホウ 4) 3次元出来形管理等の施工管理 受注者は、3) による工事の施工管理において、次のア～ケから選択(複数選択可)して出来形管理を行うものとし、面管理又は断面管理及び変化点の計測による出来形管理が選択できる。出来形管理に当たっては、面管理が規定されている工種については標準的に面管理を実施するものとするが、面管理が非効率になる場合は、監督職員との協議の上、断面管理による出来形管理を行ってもよい。 ア TS等光波方式を用いた出来形管理 イ TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理 ウ UAV空中写真測量を用いた出来形管理 エ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 オ UAVレーザースキャナーを用いた出来形管理 カ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 キ RTK-GNSSを用いた出来形管理 ク 施工履歴データを用いた出来形管理 ケ モバイル端末を用いた出来形管理 5) 3次元データの納品 4) により確認された3次元施工管理データを「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき、工事完成図書として電子納品する。 上記4. を実施するために使用する機器類は、受注者が調達するものとし、施工に必要なデータは、受注者が作成しなければならない。使用するソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。 発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、情報化施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書についても、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与する。なお、貸与した資料については、工事完成時までに監督職員へ返却しなければならない。	

項 目	内 容	備考												
	<table border="1"> <tr> <td></td><td>貸与資料</td><td>備考</td></tr> <tr> <td>1</td><td>新濃尾（二期）地区 新木津用水路小牧東田中工区 上流部施工計画検討業務報告書</td><td></td></tr> <tr> <td>2</td><td>新濃尾（二期）地区 新木津用水路小牧東田中工区 その1 補足設計総合技術業務報告書</td><td></td></tr> <tr> <td>3</td><td>図面のCADデータ</td><td></td></tr> </table>		貸与資料	備考	1	新濃尾（二期）地区 新木津用水路小牧東田中工区 上流部施工計画検討業務報告書		2	新濃尾（二期）地区 新木津用水路小牧東田中工区 その1 補足設計総合技術業務報告書		3	図面のCADデータ		
	貸与資料	備考												
1	新濃尾（二期）地区 新木津用水路小牧東田中工区 上流部施工計画検討業務報告書													
2	新濃尾（二期）地区 新木津用水路小牧東田中工区 その1 補足設計総合技術業務報告書													
3	図面のCADデータ													
6. 3次元設計データ	上記4. でICT機器に入力した3次元設計データについては、監督職員に提出しなければならない。													
7. 確認及び検査	受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが搭載された出来形管理用TS等光波方式等を準備しなければならない。													
8. 情報化施工技術活用工事の費用	1) 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」により計上することとする。 2) 受注者は、発注者からの歩掛見積等調査について、協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。													
第13章 天災及び不可抗力														
1. 異常出水	天災その他の不可抗力による損害は、工事請負契約書第30条によるものとし、本工事は3.70m³/sを超える流量を対象とする。 受注者の善良な管理のもとにおいて対象流量を超える洪水により被害が生じた場合は、その損害額の負担について、受発注者の協議によって定めるものとする。													
2. 工事現場等の巡視	受注者は、工事現場を随時巡視し、災害防止のため必要と認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合、監督職員に遅滞なく報告し、指示を得るものとする。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。なお、臨機の措置に要した費用は、監督職員と協議するものとする。													
第14章 条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に明示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1) 土質・地質に著しい相違があった場合 2) 過失によらない湧水の著しい発生があった場合 3) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現があった場合 4) 第三者との協議結果に伴って変更が生じた場合 5) 石綿含有材又は石綿含有の恐れがある資材を発見した場合													

項 目	内 容	備考
第15章 その他 1. 契約後V E提案	6) 遠隔確認の試行を行う場合 7) その他、この特別仕様書に定めないもの 1) 定義 「V E提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。 2) V E提案の意義及び範囲 ①V E提案の範囲は、設計図書に定めている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。 ②ただし、次の提案は、V E提案の範囲に含めないものとする。 ア) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案 イ) 工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案 ウ) 競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案 3) V E提案書の提出 ①受注者は、2) のV E提案を行う場合、次に掲げる事項をV E提案書（共通仕様書 様式6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。 ア) 設計図書に定める内容とV E提案の内容の対比及び提案理由 イ) V E提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む） ウ) V E提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠 エ) 発注者が別途発注する関連工事との関係 オ) 工業所有権を含むV E提案である場合、その取り扱いに関する事項 カ) その他V E提案が採用された場合に留意すべき事項 ②発注者は、提出されたV E提案書に関する追加的な資料、図面その他の書類の提出を受注者に求めることができる。 ③受注者は、V E提案を契約締結の日より、原則として当該V E提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。 ④V E提案の提出費用は、受注者の負担とする。 4) V E提案の適否等 ①発注者は、V E提案の採否について、原則として、V E提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（共通仕様書 様式6－5）により通知するものとする。 ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得たうえで、この期間を延長することができるものとする。 ②また、V E提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。 ③V E提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価する。	

項 目	内 容	備考
	④発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。 ⑤発注者は、V E 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。 ⑥前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。 ⑦V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がV E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。 ⑧発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。V E 提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記⑥のV E 管理費については、変更しないものとする。 ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。 5) V E 提案書の使用 発注者は、V E 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事において、その内容が無償で使用する権利を有するものとする。 6) 責任の所在 発注者がV E 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。	
2. 電子納品	工事完成図書を共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-R又はDVD-R） 正副2部 ・工事完成図書の出力 1部 （電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）	
3. 高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況	工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、また地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができるものとする。	
4. 石綿ばく露防止対策の徹底	本工事の施工にあたり、石綿含有資材又は石綿含有の恐れがある資材の使用状況を確認していないため、現場において発見した場合は、監督職員に報告し、調査及び撤去方法について協議するものとする。また、その撤去等にあたっては、「石綿障害予防規則」（平成18年厚生労働省令第21号）など関係法令を遵守するものとする。	
5. 主任技術者等の専任期間	1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。 2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者	

項 目	内 容	備考
6. ワンデーレスポンス実施に関する事項	と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。 3) 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」等における日付）とする。 「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。 ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。 なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日に回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日は除く。	
7. 工事の施工効率向上対策	受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農林水産省WEBサイト）を十分に理解の上、対応するものとする。 1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議） 工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 2) 設計変更確認会議（工程確認会議） 工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。 3) 設計変更確認会議 工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。 4) 対策検討会議 工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。 5) 建設コンサルタントの出席 上記1）、2）、3）及び4）の会議に必要な応じて建設コンサルタン	

項 目	内 容	備考						
8. 技術提案の履行	トを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。 6) 打合せ内容の確認 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。 技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行方法等について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、施工計画や工事内容の確認を徹底するものとする。なお、2) 承諾図書提出段階については、機器の性能等、設計に関する技術提案を行った工事についてのみ対象とするものとする。 1) 施工計画書提出段階 施工計画書提出段階では技術提案の内容を施工計画書に確実に記載し、契約上の位置づけを明確にする。 ただし、現場条件等によって、技術提案の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になることが判明した場合または、対外協議、交渉等受注者の責によらず履行ができなくなった項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と対応を協議するものとする。 また、各技術提案における確認の方法は、施工計画書作成段階で監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする。 2) 承諾図書提出段階 承諾図書提出段階においては、技術提案の内容を承諾図書に確実に記載し、契約上の位置づけを明確にする。 3) 工事完成検査段階 工事完成検査時においては、技術提案の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。							
9. 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更について	次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 材 名</th><th>規 格</th><th>調達地域等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>敷鉄板</td><td>t=22</td><td>小牧市</td></tr> </tbody> </table>	資 材 名	規 格	調達地域等	敷鉄板	t=22	小牧市	
資 材 名	規 格	調達地域等						
敷鉄板	t=22	小牧市						
10. 現場環境の改善の試行	本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。 1) 内容 受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。 ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。 【快適トイレに求める機能】 ア 洋式（洋風）便器 イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）							

項 目	内 容	備考
	ウ 臭い逆流防止機能 エ 容易に開かない施錠機能 オ 照明設備 カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg 以上とする） 【付属品として備えるもの】 キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示 ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫 ケ サニタリーボックス コ 鍵と手洗器 サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品 【推奨する仕様、付属品】 シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない） ス 擬音装置（機能を含む） セ 着替え台 ソ 臭気対策機能の多重化 タ 室内温度の調整が可能な設備 チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等） 2) 快適トイレに要する費用 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。 受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。 【快適トイレに求める機能】 ア～カ及び 【付属品として備えるもの】 キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。 なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）までとする。 また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。 3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。	
11. 現場環境改善費	1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。 ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。 なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。 3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。	

項 目	内 容	備考										
	<table><tr><th>計上項目</th><th>実施する内容（率計上分）</th></tr><tr><td>仮設備関係</td><td>①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減</td></tr><tr><td>営繕関係</td><td>①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等</td></tr><tr><td>安全関係</td><td>①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策</td></tr><tr><td>地域連携</td><td>①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献</td></tr></table>	計上項目	実施する内容（率計上分）	仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減	営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等	安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策	地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献	
計上項目	実施する内容（率計上分）											
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減											
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等											
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策											
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献											
12. 週休2日による 施工	1) 本工事は、週休2日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行う試行対象工事である。受注者は、週休2日を実施する希望がある場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。 2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ①対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ②現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 3) 週休2日（4週8休以上）とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。											

項 目	内 容	備 考										
	3) 週休2日（4週8休以上）とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 4) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ①受注者は、週休2日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ②受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 5) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 6) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。 ①現場の閉所状況に応じた補正係数 <table><tr><td></td><td>4週8休以上 (現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上)</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td></tr><tr><td>機械経費（賃料）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.05</td></tr></table> ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①の補正係数による補正を行わずに減額変更する。また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下現場閉所率 28.5%（8日/28日）現場閉所率25%（7日/28日）以上28.5%未満現場閉所率21.4%（6日/28日）以上25%未満「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。		4週8休以上 (現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上)	労務費	1.02	機械経費（賃料）	1.02	共通仮設費（率分）	1.02	現場管理費（率分）	1.05	
	4週8休以上 (現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上)											
労務費	1.02											
機械経費（賃料）	1.02											
共通仮設費（率分）	1.02											
現場管理費（率分）	1.05											

項 目	内 容	備考																																			
13. 週休2日制の促進	7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式・土木工事標準単価による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。																																				
	<table><tr><th rowspan="2">名称</th><th rowspan="2">区分</th><th>補正係数</th></tr><tr><th>4週8休以上</th></tr><tr><td>鉄筋工</td><td></td><td>1.02</td></tr><tr><td rowspan="2">防護柵設置工 (横断・転落防止柵)</td><td>設置</td><td>1.02</td></tr><tr><td>撤去</td><td>1.02</td></tr><tr><td rowspan="2">道路標識設置工</td><td>設置</td><td>1.00</td></tr><tr><td>撤去・移設</td><td>1.02</td></tr><tr><td>法面工</td><td></td><td>1.01</td></tr><tr><td>橋梁用伸縮継手装置設置工</td><td></td><td>1.01</td></tr><tr><td>橋面防水工</td><td></td><td>1.01</td></tr><tr><td>区画線工</td><td></td><td>1.02</td></tr><tr><td>構造物とりこわし工</td><td>機械</td><td>1.02</td></tr><tr><td>鋼橋塗装工</td><td></td><td>1.01</td></tr></table>	名称	区分	補正係数	4週8休以上	鉄筋工		1.02	防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02	撤去	1.02	道路標識設置工	設置	1.00	撤去・移設	1.02	法面工		1.01	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	橋面防水工		1.01	区画線工		1.02	構造物とりこわし工	機械	1.02	鋼橋塗装工		1.01	
	名称			区分	補正係数																																
		4週8休以上																																			
	鉄筋工		1.02																																		
	防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02																																		
		撤去	1.02																																		
	道路標識設置工	設置	1.00																																		
		撤去・移設	1.02																																		
	法面工		1.01																																		
	橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01																																		
	橋面防水工		1.01																																		
	区画線工		1.02																																		
構造物とりこわし工	機械	1.02																																			
鋼橋塗装工		1.01																																			
1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評価において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。																																					
2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評価において加点評価するものとする。ただし、工事成績評価の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評価の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。																																					
① 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。																																					
○監督職員用																																					
【働き方改革】 ☐月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。 ☐若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。																																					
②現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3－1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、月単位の週休2日に満たない（休日率4週6休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。																																					
○監督職員用																																					
☐休日の確保を行った。 ☐その他〔理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕																																					

項 目	内 容	備考
14. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について	○事業（務）所長用 ☐ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。 ☐ その他〔理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕 ③現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で、1点を加點評価する。 ○事業（務）所長用 ☐ その他〔理由：現場閉所による月単位の週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕 3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。	
	1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払い額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払いに伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。 2) 受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。	
15. 熱中症対策に資する現場管理費の補正	1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。 2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。 ①真夏日 日最高気温が30℃以上の日をいう。 ②工期 準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。 ③真夏日率 以下の式により算出された率をいう。 $\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$ 3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。 4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上観測所の気温又は環境省を公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。 なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。 ただし、これにより難しい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。 5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。 6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加	

項 目	内 容	備考
	算し設計変更を行うものとする。 補正值 (%) = 真夏日率 × 補正係数※ ※補正係数：1.2	
16. 1日未満で完了する作業の積算	1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。 2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。	
17. 共通仮設費率分の適切な設計変更について	1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）については、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。 運搬費：建設機械の運搬費 準備費：伐開・除根・除草費 2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。 3) 受注者は、2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。 4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。 5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。 7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。 8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。	
18. 再生資源利用（促進）計画の現場掲示	1) 再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 2) 再生資源利用促進計画	

項 目	内 容	備考
第17章 定めなき事項	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。 3) 受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 4) 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の状況状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。 5) 建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「共通仕様書第1編 1 - 1 - 22に規定している再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「上記4）再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。 6) 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。 この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

(別記様式1)

工 期 通 知 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

東海農政局長 森 重樹 殿

住所

商号又は名称

氏名

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	新濃尾（二期）農地防災事業 新木津用水路小牧東田中工区（その7）改修工事
工 事 場 所	愛知県小牧市東田中地内
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。

※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。